

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月29日

岩手県公安委員会

委員長 石川 哲

岩手県公安委員会規則第8号

特例施設占有者の指定等に関する規則の一部を改正する規則

特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年岩手県公安委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、岩手県公安委員会（岩手県警察本部会計課経由）に対して書面をもって<u>異議申立て</u>をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>異議申立て</u>をすることができなくなります。）</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の<u>異議申立て</u>をした場合には、当該<u>異議申立て</u>に対する<u>決定</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>	<p>様式第2号（第2条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、岩手県公安委員会（岩手県警察本部会計課経由）に対して書面をもって<u>審査請求</u>をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、<u>審査請求</u>をすることができなくなります。）</p> <p>2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）<u>ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決</u>があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>様式第3号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内に、岩手県公安委員会（岩手県警察本部会計課経由）に対して書面をもって<u>異議申立て</u>をすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>60日</u>以内であっても、この処分があ</p>	<p>様式第3号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p>1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内に、岩手県公安委員会（岩手県警察本部会計課経由）に対して書面をもって<u>審査請求</u>をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して<u>3か月</u>以内であっても、この処分があ</p>

た日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

様式第5号（第5条関係）

[略]

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、岩手県公安委員会（岩手県警察本部会計課経由）に対して書面をもって異議申立てをすることができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、異議申立てをすることができなくなります。)

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）ただし、上記1の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

教
示

[略]

た日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

[略]

様式第5号（第5条関係）

[略]

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岩手県公安委員会（岩手県警察本部会計課経由）に対して書面をもって審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。)

- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岩手県を被告として（訴訟において岩手県を代表する者は、岩手県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

教
示

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。